

流山市の介護保険料のしくみ

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支えていこうという仕組みです。

また、介護保険制度では3年ごとに計画を策定し、保険料の見直しを行います。流山市は第9期(令和6年度～令和8年度)の介護保険サービス等の費用を約448億円と推計しました。そのうちの25.8%を65歳以上の方の保険料で賄う必要があります。この25.8%分を、流山市の65歳以上の方の人数で割ることによって、65歳以上の方の介護保険料の基準額を算出します。第9期の流山市の基準額(月額)は、5,980円です。

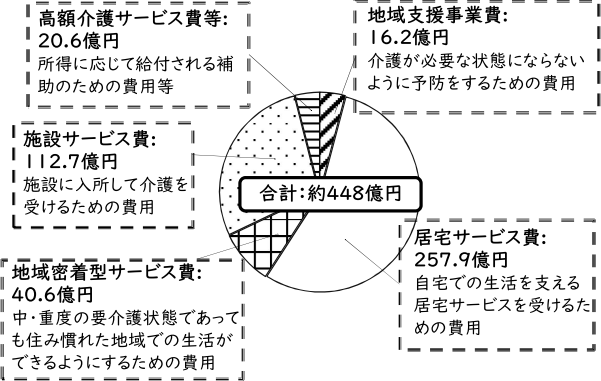
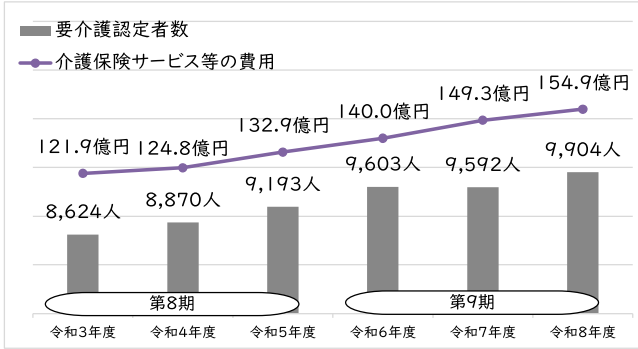
介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう保険料の納付をお願い致します。

【流山市の要介護認定者数と

【第9期(令和6年度～令和8年度)に必要な

介護保険サービス等の費用の推移】

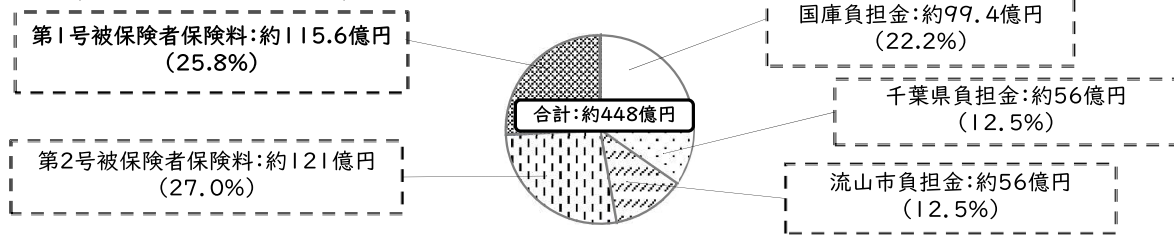
介護保険サービス等の費用推計】



※令和7年度から令和8年度の介護保険サービス等の費用及び令和8年度以降の要介護認定者数は推計値

第9期(令和6年度～令和8年度)の介護保険財源構成と介護保険料基準額の算出方法

【第9期(令和6年度～令和8年度)の介護保険財源構成】



【第9期(令和6年度～令和8年度)の介護保険料基準額の算出方法】

第9期では、介護給付費準備基金(令和5年度末残高:約9億円)を6億円取り崩して給付費に繰り入れることにより、保険料基準額の上昇を330円抑制します。

